

## 令和5年度(令和4年度分) 指定管理者評価表【基本事項】

## 1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称	周南市徳山社会福祉センター			所管課	地域福祉課 ☎ 22-8465
所在地	周南市速玉町3番17号				
設置年月日	昭和57年5月1日				
設置目的	市民の福祉の増進と地域福祉活動の育成				
施設概要	建物構造：鉄筋コンクリート造り2階建て 延床面積：2,271平方メートル				
指定管理者	名称	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会			
	代表者	会長 佐原 昌弘			
	所在地	周南市速玉町3番17号			
	連絡先	電話	0834-22-2115	E-mail	kanri@shunan-shakyo.or.jp
		ホームページアドレス	http://www.shunan-shakyo.or.jp		
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日			年数	5年間
募集方法	非公募		料金制度	利用料金	
指定管理の主な業務	(1) 福祉センターの維持管理に関する業務 (2) 福祉センターの利用の許可に関する業務 (3) ほか、市長が必要と認める業務				

## 2. 施設の運営状況

目標管理	目標指標名		年度	R4年度	R5年度		
	延べ利用者数(人)			目標値	70,000	60,000	
		実績値	32,652	—			
施設の稼働状況	利用区分等		利用目標	単位	利用実績	単位	稼働率(%)
	延べ利用者数(令和4年度)		70,000	人	32,652	人	
指定管理業務に係る収支状況	項目		収支計画額(円)		実績額(円)		
	収入	指定管理料	35,094,000		35,690,071		
		利用料金収入	1,786,000		1,954,480		
		その他の収入	3,000		1,640		
		計	36,883,000		37,646,191		
	支出	人件費	10,320,000		9,066,402		
		物件費	10,070,000		10,224,549		
		委託料	14,555,000		15,191,132		
		その他	1,838,000		1,837,600		
		計	36,783,000		36,319,683		
参考	使用料収入	0		0			
	自主事業収入	0		0			
	自主事業経費	0		0			

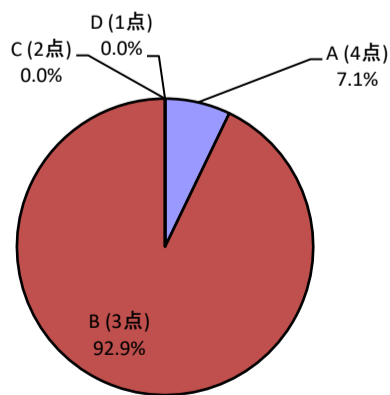
※指定管理料の実績額には、昨年度発生した急激な燃料費等高騰に対する市のリスク負担分として増額支払をした596,071円が含まれません。

令和5年度(令和4年度分) 指定管理者評価表【評価】

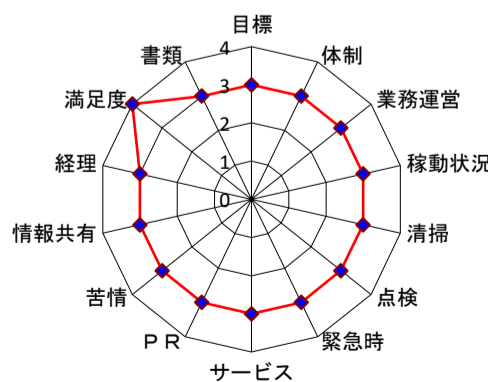
施設名		周南市徳山社会福祉センター		
指定管理者名		社会福祉法人 周南市社会福祉協議会		
項目	評価内容	評価事項・不適切事項等	評価	
全体	目標の達成状況	施設管理における不適切事項等は確認されず、安定した指定管理体制が整えられている。目標数値の達成には至っていないものの、指定管理によるものではなく外的要因によるものと考えられることから、今後の実績値の推移を注視することとしたい。	B	
組織	体制・人事	事業計画書に記された通り適正に人員が配置され、施設運営に取り組んでいる。	B	
業務	業務の運営	施設維持管理に関する業務、施設利用許可に関する業務などが適切に行われ、各種福祉団体の支援が行われている。	B	
	施設の稼働状況	昨年度よりも利用者数、特に貸館の利用者数が前年度比68.8%と大きく落ち込んでいる。これについて指定管理者にヒアリングを行ったところ、選挙が行われると投票所になっている関係で約2,000人の利用者が出てしまうので、その関係で貸館の利用者数が前年度に比べ落ち込んでいると考えている、とのことだった。選挙を加味しない場合の利用者数は全体で32,000人前後ということなので、利用者数は維持されていると言える。	B	
	施設の維持管理(清掃等)	定期的な清掃により施設が清潔に保たれており、利用者アンケートでも、「施設の中がとてもきれい」という意見が寄せられている。 また、「使用後の片づけがよい」という意見も寄せられているが、指定管理者側での片づけは行っていない。これについては、指定管理者側から利用者への声掛けを行うことで、利用者側がルールを守った施設利用を行っているためと思われるが、いずれにせよ指定管理者の取り組みにより、施設の利用環境が整えられているものと考えられる。	B	
	施設の維持管理(点検・修繕等)	各種法定点検やその他点検を着実に実施し、修繕箇所については市と連携しながら適切に対応を行っている。	B	
	緊急時の対応方法	火災・事故・災害時の対応マニュアルが整備されており、緊急時の連絡体制も構築されている。また、特に事故が発生しやすい入浴施設での事故防止のため、職員やボイラー担当者などによる見回りを実施しており、入浴施設利用者の安全に配慮している。	B	
工夫	サービス向上及び経営改善に関する取り組み	利用者への声掛けなどを行い距離を縮めることにより、指定管理者として利用者に信頼される施設運営が行われ、施設が地域の福祉拠点としての役割を果たしている。 利用者アンケートでも、「感謝している」「職員がとても親切」という意見が寄せられている。	B	
広報	PR・情報提供の実施状況	周南市社会福祉協議会ホームページ内に徳山社会福祉センター専用の紹介ページを作成し、PRに取り組んでいる。ページ内容の更なる充実が今後の課題である。	B	
相談・連携	苦情処理の状況	苦情に対しては、徳山社会福祉センターだけでなく、周南市社会福祉協議会全体で対応する体制が整えられている。	B	
	情報共有	平時から市と指定管理者との間の連絡を密に行っており、障害・緊急的な修繕の発生などのトラブル発生時には、両者で連携して対応する体制が整えられている。	B	
モニタリング	指定管理経費の経理事務の状況	指定管理に係る会計は、周南市社会福祉協議会により適正に経理処理をされている。	B	
	利用者満足度調査における施設満足度	ほぼ全ての項目で、「非常に満足」「おおむね満足」という回答が9割を超えており、利用者から非常に高い評価を受けている。また、個別に寄せられた意見について、指定管理者で対応できるものは独自に対応するなど、調査結果が施設運営に反映されている。	A	
	書類の作成・提出	事業計画書・月次報告書・年次報告書が適切に作成され、期限内に市に提出されている。	B	
評価コメント	徳山社会福祉センターは、地域の福祉活動・市民活動の拠点として設置された施設であるとともに、入浴設備や機能回復訓練室など高齢者福祉の増進のための機能を備えた施設となっている。 貸館という業務の形態上、指定管理者自らが施設の稼働率・利用者数を向上させることが困難であり、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に小さくなっている現在でも、コロナ禍により中断された福祉活動やコミュニティ活動が以前の水準に戻り、施設利用の目標値を達成するにはしばらく時間がかかると思われる。しかしながら、入浴施設や機能回復訓練室など、近隣にない機能を持つ部屋もあり利用のニーズは失われていない。利用者アンケートでも、個別意見において施設利用に対する感謝が寄せられており、利用者目線での指定管理が行われていることの表れであると考えている。 指定管理者としての指定期間は令和8年度までなので、引き続き利用者に信頼される安定した施設運営に取り組んでいただきたい。		総合評価	B
			平均点	3.1

※4点満点

評価結果の割合



項目別評価結果



※端数処理のため、評価結果(A~D)の割合の合計が100%にならない場合があります。